

せん収賄罪をも処罰することといたしました。次に、暴力取締りに関する規定は、第一に、被害者またはその親族等に対する面会を強請するなどの、いしまして、面会を新たに処罰するお札參りの行為を新たに処罰することといたしました。第二に、強姦罪、強制わいせつ罪等は現在親告罪となつておますが、これらのうち、二人以上の者が現場において共同して犯した場合には、これを非親告罪といたしました。第三には、新たにいわゆる持凶器集合罪ともいべきものを新設いたしまして、一人以上の者が他人の生命、身体または財産に対して共同して害を加える目的で集合いたしました。場合には、凶器を準備して集合した者、凶器の準備があることを知つて集合した者及び凶器を準備し、もしくはその準備があることを知つて集合させた者を处罚することといたしました。

第四に、現在親告罪となつております器物損壊罪及び私文書變棄罪を非親告罪といたしたことなどあります。

以上が刑法の一部を改正する法律案の趣旨です。順次、発言を許します。大川光三君。

〔大川光三君登壇、拍手〕

○大川光三君　ただいま議題となりました刑法の一部を改正する法律案について、總理大臣並びに法務大臣に対し數点の質問を行わんとするものであります。まず、あつせん収賄罪に関連してだしたい第一点は、岸總理は、汚職の

根本的防止策についていかなる構想を持つておられるかという点であります。昨年五月、岸總理は、汚職、暴力、貧乏の三悪退放を政治目標として提唱しまして、燃え上る世論にこたえ、汚職退放の一環として、ここに多年の懸案であつたあつせん収賄罪の法案を提出されました。そして燃え上る世論にこたえ、汚職退放の一環として、この法案では、その議員のあつせん行為にせられました。そこで燃え上る世論と努力に対しまして、私は深甚の敬意を表するものであります。しかしながら、およそ汚職の追放は、取締り法規の制定や、刑罰の強化だけでは、とうていその目的は達せられない。汚職によって起るその源をたずね、抜本的な対策を講ずるにあらざれば、汚職退放の悲願も百年河清を待つにひとしいと思量いたします。その意味において、汚職を防止するためには、世論の喚起をはかり、汚職に対し、全民が指揮の態勢を確立しなければならぬ。また、公務員の待遇を改善し、もって優秀なる人物を吸収するとともに、他面、汚職の必要を失わしめ、ここに刑罰以上の成果をおさめなければならぬ。さらに進んでは、信賞必罰を励行して、清廉の士を抜擢することの氣風を養うことが肝要であると存じます。その他行政管理の適正化、事務機関の権限の合理化、行政上の欠陥是正等の諸施策を必要と考えます。岸總理は、これら一連の汚職防止の根柢をいかに考えておられるか、具体的にその所見を承わりたいのであります。次に第二点として、あつせん収賄罪の制定によって、民主政治を後退せしめまいはいかないかという点であります。次に第三点として、あつせん収賄罪に關する検察の運用について、法務大臣にお伺いいたします。刑罰はしばしば両刃の剣にとえられます。一方では、社会悪をえぐり出すための鋭利なメスとして作用するが、他方、その範囲の定め方や運用の仕方いかんによつては、かえつて多くの害悪を流し、個人の人権を不當に抑圧する凶刃ともなりかねないからであります。従つて、新しい社会的必要に応ずるための刑罰法規を制定するに当つては、あるいはこれによつて、もたらされるかもしれない弊害についても、常に深く考慮を怠つてはならない。ことに、あつせん収賄行為は、違法な役務の提供に対する正当な報酬の收受との区

行政官厅その他にあつせんし、民意を反映せしめることは、議員に課せられた一つの任務であり、自由なる政治活動の範囲であります。しこうして、本法案では、その議員のあつせん行為に対する不当なる対価の收受ないしは要求、約束を禁止するものであります。しかもこれによつて正しい政治、清潔なる政治を行い、すべての公務員が国民の奉仕者として廉潔性を保持するというのが、この法の精神であると存じます。しかるに、世上往々にして、このあつせん収賄罪の制定が、あたかも議員活動を極度に制圧し、民主政治を後退せしめるものであるとの説をなす者がある。政府は、果して本法案が民主政治を後退せしめる憂いなしとの確信を有せられるやいなや、岸總理の御所見を明らかにされたいのであります。

次に、第三点として、あつせん収賄罪に關する検察の運用について、法務大臣にお伺いいたします。刑罰はしばしば両刃の剣にとえられます。一方では、社会悪をえぐり出すための鋭利なメスとして作用するが、他方、その範囲の定め方や運用の仕方いかんによつては、かえつて多くの害悪を流し、個人の人権を不當に抑圧する凶刃ともなりかねないからであります。従つて、その二つのいずれかが欠けておれば、もはや犯罪は成立しない。第一に請託の場合を考えてみましても、請託を受けた事実がなければ、この罪は成立しない。現行刑法に定める他の罪が重くなるという加重条件に過ぎないかを左右する構成要件ではない。が、あつせん収賄罪に限つて請託が構成要件にされてしまった。しかも今ままで多くの汚職事件の前例に従つて、この請託の有無の立証が非常にむづかしい。やむなく状況証拠によつて

別が必ずしも容易ではない場合が多い。どこにその可罰性の一線を引くかは、かなり困難な問題であると存じますが、果してその配慮かなされておるかどうか。ことにわいろ罪といふものに、その性質上、政治的に乱用される、恐るべき検察ファッショの弊を招來しないとは保障しがたいのであります。第二には、不正の行為をさせ、またそれによる立証しなければならないから、結局立証しなければならないことになります。あつせん収賄罪は容易に成立しがたいことになる。第三には、不正の行為を反映せしめることは、議員に課せられた一つの任務であり、自由なる政治活動の範囲であります。しこうして、本法案では、その議員のあつせん行為を禁止するのではない、あつせん行為に対する不当なる対価の收受ないしは要求、約束を禁止するものであります。しかもこれによつて正しい政治、清潔なる政治を行い、すべての公務員が国民の奉仕者として廉潔性を保持するというのが、この法の精神であると存じます。しかるに、世上往々にして、このあつせん収賄罪の制定が、あたかも議員活動を極度に制圧し、民主政治を後退せしめるものであるとの説をなす者がある。政府は、果して本法案が民主政治を後退せしめる憂いなしとの確信を有せられるやいなや、岸總理の御所見を明らかにされたいのであります。

次に第四点として、あつせん収賄罪の構成要件について伺います。新設されたあつせん収賄罪の法案によりますと、請託を受けたことと、不正の行為をさせ、または相当の行為をさせないが、あつせんしたということが、ともに犯の構成要件となつております。従つて、その二つのいずれかが欠けておれば、もはや犯罪は成立しない。第一に請託の場合を考えてみましても、請託を受けた事実がなければ、この罪は成立しない。現行刑法に定める他の罪が重くなるという加重条件に過ぎないかを左右する構成要件ではない。が、あつせん収賄罪に限つて請託が構成要件にされてしまつた。しかも今ままで多くの汚職事件の前例に従つて、この請託の有無の立証が非常にむづかしい。やむなく状況証拠によつて

官 報 (号 外)

わいろを受け取るかわりに、自分の後援者や、自分の属する政党に寄せしめることは、罪となるのかならぬのか不明であります。その点をはつきり伺いたい。もし罪にならないとするならば、呑舟の魚はことごとくこの穴から逃げ去るおそれがあると思うのであります。この点は特に岸総理と法務大臣の御所見を伺っておきたいのです。

次に、暴力関係について、岸総理並びに法務大臣に伺いたい。現内閣が重要政策の一つとして、暴力の追放をかけ、その実現のため関係機関を督励して、諸般の施策を講ぜしめているにもかかわらず、今なお各種の暴力が存在することは、民主主義社会の恥辱として、まことに遺憾にたえません。現下、これらの暴力によって惹起される事犯の趨勢を見ますのに、もっぱらいわゆる粗暴事犯に限定しても、大は近時各地に続発しておる暴力団相互の

いのであります。

最後に、今回新たに設けられた持凶器集合罪に対し伺いたいのですが、この法案は、近時各地に続発しておる暴力団相互間の対立抗争に基因する殺傷事犯に対処して、その早期防遏をはからうとする意図から立案せられたと思われる。しかしながら、この法規が、この種事犯に適用されるのはむづろんであるとしても、これが一たん法律として成立し、一人歩きをするといふ曉には、正常なる労働運動、大衆運動等にもひとしく適用されて、その彈圧に転用されることを懸念されるのでありまするが、この点について、岸総理並びに法務大臣から所信を伺うこといたしまして、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○國務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

は、今、大川議員のおつしやつた通りでありまして、まず、そういうことが生まれる社会的環境をなくすることが私は必要だ、あるいは公務員等の待遇の改善であるとか、あるいは生活環境をきれいなものにするなどが、公務員の活動をなくする上においても非常に必要である。綱紀の肅正の問題、あるいはいろいろな機構の問題等に關しても考えなければならない。また、政党自体の運営及び政党自体のモラルの問題についても、私は非常にこの点は大事だと思います。こういふすべての点を通じて、汚職をなくし、政治をきれいなものとして、国民の信頼をかち得ることが必要であるといふのが私の根本の考え方であります。

しこうして、このためには、やはり法規の足らざるもの、また、世論が特に問題にいたしております点は取り上げて、これを取り締るということが必要である。このあつせん取締罪につ

ということは、これは民主政治の当然の公正なる政治活動であります。しかしながら、そういうことと、本法が禁止しております、ような、私は、あつせんはしてもいいけれども、それらの当然の何として報酬を得るといふことにその弊害があると思う。従つて、そういう意味におきまして本法の制定をいたしておるわけでありますて、決してこれがために正当なる民主政治の政治活動を制約するものとは私は考えておりません。

それから、第三者供賄の問題について規定がないじゃないかということになります。詳しいことは法務大臣から、沿革等の問題については、あるいは立法条例等を御説明申すと思いますが、この点は、今回あつせん取賄罪といふものは、とにかくいぶんの議論があり、世論におきましても、いろいろな批判があるところの、また、実際の運営から申しましても、今御懸念の

がありまして、すべて民主政治の本体からいふと暴力といふものは許されない。今おあげになりました言論の暴力とか、あるいは知能的暴力といふようなお言葉がありましたが、具体的な集団的暴力あるいは個人的暴力、さらに言論やその他のものにおいても、やはり各人の自由と各人の人格といふものが十分に尊重されずに、あらゆる暴力的な力でもって、これが行われるということは、その暴力の内容のいかんにかかわらず、なくすることが民主政治の私は理想であると思います。しかし、法律で取り締まる問題として、また、現在の日本の実情から見まして、今回改正をいたしておりますよろくな、集団的な行動や、あるいは持凶器の問題等につきましては、最も弊害の大なるものとして、法規で明定して、これを取り締らうとしたしておるものであります。(拍手)

一体かくのことく、請託と不正行為を犯罪の構成要件とせられた立法趣旨はどこにあるのか、それをまず承りたいのですが、それとともに、あつせん收賄罪の制定の経過にかんがみますと、昭和十六年に議会で否決された政府原案や、社会党案によりますると、公務員がその地位を利用してといふ基準を定めておるのであります。この地位を利用を本法案が全く削除されたのは、そういう理由であつたかをあわせて伺いたいのであります。

なお、この法案には、はなはだしく満たさないものがいま一つある。それは、第三者供賄を制定していないことである。その結果として、あつせん行為をした者が、みずから報酬として

殺傷事犯から、小は押し売り等に至るまで、その種類は種々雑多であり、また、最近における注目すべき現象としては、少年の犯罪の粗暴化の傾向、性的犯罪の増加、暴力的徒輩による被害者その他の者に対するお礼参りの事例の発生等が指摘されておりますが、本法案は、これらの事態に対処するため立案せられたと思われますが、果して十分なる効果を期待し得る確信があるかどうか。本法案の立法趣旨について、法務大臣の御所見を伺いたいのであります。

なお、それに関連して總理に伺いたいことは、いわゆる言論による暴力、その他知能的暴力追放に対して、いかなる構想を持つておられるか伺いたいのであります。

念並びに具体的の方策いかんという御質問でございました。私は、民主政治のこの国民的な信用を確保するといふことが、民主主義の政治を完成する上から見ると最も大事なことである。国民が政治に対して信頼を失うと、いよいよになれば、民主政治の破壊になる。この意味からいって、政治をきれいなものにする、政治に歴連して汚職があるということに対し、国民にされいなるものだという感じを持たせるようにすることが何よりも必要だという信念のもとに、汚職追放といふことを三選の一つに掲げたわけです。そうして、これをやるために、単に法規をもつて取り締るというだけでは足りないこと

きましては、法制上非常なむずかしい点もあります。また、各国の立法例も日本の沿革を見ましても、この問題が非常に困難な問題でございますけれども、私はやはり、この汚職追放の念願からいって、ぜひともこれを本国会に提案いたして、そろして成立させたいといふ気持から提案をいたしたわけであります。(拍手)

次は、いわゆるあつせん収賄罪のこの規定と、正当なる政治活動との関係についてどうだという御質問であります。言うまでもなく、民主政治におきまして、国民の要望や国民の眞の気持ち等を十分に反映させるためには、公共団体等にこれを徹底せしめるということについて、政治家が活動する

ありました検察ファツショの点等も考え、この困難な点を解決するために、まず第一に、このあっせん収賄罪の規定を私は提案いたしたのであります。が、もちろん、これが完備を最初から期待するということは私は無理だと思います。しかし、この案を提案するにつきましては、私どもは、十分な慎重な検討と、専門家等の意見も十分に聞き入れまして、これを設けたわけであります。して、この第三者供給がないから、舟の魚を逆さるといふようなことには私はならぬと、かように考えております。

第四に、暴力追放に関する暴力取締りの規定の問題であります。が、言うまでもなく、この暴力ことは、いろいろな暴力

○國務大臣唐澤俊樹君登壇、拍手

國務大臣（唐澤俊樹君）　ただいま總理大臣からお答えがありました。それ以外において、私に対するお尋ねの点についてお答えいたしたいと存じます。

まず、あつせん取締罪に関する規定は、その運用を誤まれば、検察アッショになるおそれがあるのでないかという御懸念に基いてのお尋ねでございまして、全くその通りと存じます。

この点が、従来あつせん取締罪に関する各種の議論のあつた原因でござります。このたび立案するに当たりましても、用語等につきまして、慎重にこの点を考慮いたして、条文の作成をしたつもりでございます。幸いにして、こでは、この運用につきまして、検察当局に十分注意を専えて、その運用の誤まりなきを期したいと考えておる次第でございます。

次に、あつせん取締罪に関する規定を見ると、いろいろ条件が、犯罪の構成要件として並べられておる。これでは実際問題として、犯罪を検挙しても、これを有罪とする道がないではないかといふお尋ねでございました。これもいかにも「もじもじ」とものお尋ねと存するのでござらまして、「元來、このあつせん取締罪は関しましては、わが国の学者、専門家の間におきましても、古くからいろいろと議論がございまして、必ずしも学者、専門家の議論は一致しております。わが国ばかりではなく、諸外国の立法例を見まして國もあり、ない國もある。ある國の法律が非常にまちまちでござりまする

し、ことに、わが国の刑法の母法と見られております。ドイツの刑法を見ますと、長い間、学者、専門家が議論いたしましたけれども、ついに、まだ合法化されておらない。それほど立法技術上めんどうな問題とされておりました。その理由は、一方において、あつたせん取締行為は、これは法律をもつて処罰すべき社会悪である、これを取締らなければならぬという観念がござります。その考え方から申しますれば、なるべく広く規定をいたしまして、その種類の行為は網羅的にこれを処罰すべき法律の目的を達したいといふ考になつて参るのでございますが、二方、この法律は、その運用を一歩誤りますれば、先ほど大川議員からも、ある御指摘ありました通り、非常に相手方に迷惑をかけまして、ひいては検察ファーツショになるおそれがあるのをございます。民主主義のもとにおきまして、議員が、あるいは国家の機関、あるいは地方団体の機関に民意を伝達することは当然のことでござりまするが、ややもすれば、こういう種類の行為が、この法律のために非常な制圧を受けるということになりますと、この立法の趣旨に全く相反するわけでございまして、従いまして、この法律を作成するに当りましては、なるべくこの悪質の行為は法律で処罰するけれども、しかし、この法律があるがために、善意の公務員の適正な政治活動を阻害しないようだといふ、この二つの要請の間に立つて立案をしなければならないために、非常にこれは立法技術上むずかしい問題と相なっております。そこで、過去における各種の案を振り返ってみましても、広く公務員のあつせん

収賄行為を処罰するという案もござりまするが、過去二十年間にわたくしは学者、専門家が知恵をしぼつて作り上げました、昭和十五年に發表になりました改正刑法仮案の中に、このあつたる収賄罪に關する一条文がござります。これは御承知のように、広くあせん収賄行為を処罰するようにはなっておりますけれども、しかし、このところが有罪となつております。また、この地位を利用してあつせんをして場のみが犯罪を構成するようになつておられます。当時の速記録を拝見してみますと、何ゆえに要求した場合だけを処罰するかという質疑がございまして、その當時の委員長の答弁によると、何分にもこの法律は、わが刑法において非常に副作用としての弊害がある。この点を苦慮して、とりあえずの規定としては、要求をして、いろいろ取つた場合だけを処罰するといふ説明をいたしております。しかし、規定としては、ある程度のところにかけなければならないといふことをいたしましても、この法律を立てるに當りましては、ある程度のところにかけなければならぬと、大体専門家の間で一致した考案するに當りました。あるいは、立派な講託とか、いろいろ条件がござります。かような立法技術については、いろいろ御批評もあるらしく思いますが、これは委員会等で申し上げたいと思います。今、御審議を願ひますこの政府案につきまして、やはり不正の行為を止めさせんとした場合だけとか、あるいはかと思ひます。かような立法技術については、いろいろ御批評もあるらしく思いますが、これは委員会等で申し上げたいと思います。かような立法技術については、い

いきあつで、ある程度のしづりをかれてねることだけは、仰せの通りでございます。ことにこの法案においては、第三者供賄の罪がないではないことは、第三者供賄の罪がないではないといふ御指摘でございまして、まことにその通りでござります。これも、三者供賄罪を一緒に規定しなければやはりそこだけは抜けておると言わても仕方ございません。しかし、こなに取扱罪の刑法上の沿革を顧みてみると、私が申すまでもなく、刑法は明治四十年に制定されまして、そのとき第三者供賄罪は、理屈の上では、いよいよめどともございません。自分が三者供賄罪が新たに付加せられましたのは、昭和十五年でござります。この第三者供賄罪は、理屈の上では、いよいよめどともございません。自分の身内の者、自分らしくとも、一心同体の者に取らせればいいじやいかといふことになるから、どうしも第三者供賄罪が要るということ、いう理論になりますけれども、た、その理論によつて、現行刑法に第三者供賄罪が規定されておりますが、施行せられましてから今日まで、実際これで起訴された者は、たゞ一人たりないのでございまして、理屈の上では、この条文がどうしても要るのでございますが、実際の業績はさようかなつております。そうして過去におはる改正刑法の草案の中に、この条文ではありません。また妙なことを申し述べますが、社会党から御提案にあっておりまする広いあつせん取扱罪に關する規定にも、これはございません。また妙なことを申し上げるのでですが、社会党から御提案にあっておりまする広いあつせん取扱罪に關する規定にも、第三者供賄罪の規

○議長(松野謙平君) 亀田得治君。
〔亀田得治君登壇、拍手〕

定はございません。これはおそらく定を定めまして、それからその実績よりて、こうして、さらに第三者性罪が要るならば付加しようといふふと持から、これを除いておられると思います。私ども全く同感に存ずるわけござります。

それから最後に、暴力取締りに関する問題でござりますが、今こらんを願されておりまする法案は、最近のいろいろの暴力事犯を対象といたしまして、必ず、この程度の規定をいたしますすれば、足りるという考え方から、立案をいたしておるわけでござります。ことに、中のいわゆる持凶器集合罪でござりますが、この規定が誤まって適用されれば、あるいは労働運動その他の大運動に適用されるおそれはないかと思う考え方のようでございますが、これは御承知のように、たとえば、別府事件とか、小松島事件というような、力団が凶器を持って相対峙しまして、うして非常な殺傷事犯を起した、これを取り締ることを日途といたしまし立案いたしたものでございまして、労働運動等について、これを適用する図は全然ございませんし、これは条文をこらん下さいましても、さよなら詳細の点は、委員会で申し上げたと存じます。(拍手)

せん収賄罪の点について、質疑をいたしましたが、存じ難く。

初めに、三点、岸総理にお尋ねいた
します。第一点は、總理は、今国会中
に、必ずこの法案を通す決意をお持ち

かどうかといふ点であります。繪理は政権担当以来、三悪の一つとしての汚職の追放を唱え、そのためあつせん取締罪の規定を設けることと内東してき

す。そのたま

世論は本法案に対し、充電防止法とともにざる法案の名称を与えてゐるの

追放という方法を大胆に導入すべきではないかと思うのであります。が、総理の見解を承りたいと存じます。

る陳情形式では講託と言えないといふことになると、個人的手紙や個人的面談は、容易に証拠を隠すことができませんから、検察側は、はなはだしく立証困難に陥ると思われます。提案者の考え方を承わりたいと存じます。さらに、

く頼むと言つた場合には、犯罪はほと
んど成立しないことになると思うが、
提案者の具体的な見解を承わりたいと
存じます。

本論に入る前に、公務員の犯罪の中、一番多いのは横領と収賄だと言われておりますが、昭和二十八年より昭和三十二年末までの最近五カ年間に検察当局が処理した公務員の取締事件について

講託の内容としては、他の公務員をして、職務上不正の行為をなさしめるよう依頼する意味のことを含む内容のものでなければならぬと解釈すべきだと思うが、そうなりますと、検察側の

点であります。この点は現行刑法のわ
る罪でない表現であります。おそら
く提案者は「報酬トシテ」という文言が
あつてもなくて、現行刑法のわい
ろ罪の場合と意味は変わらないとの考え方

れている法案を、会期もすでに半ばを過ぎた今これら、ようやく提出することを希望度は、はなはだ不適当であると存じます。従つて、私たちが本法案の審議を始めるに当り、率直に総理の心境を聞きたいと思うことは、一体、総理は、いわゆる四月解散をする方針なのかどうか。そして四月解散をするようなことがあつても、その前に必ず本法案が国会を通るよう努めようとする確

第三二、河川をこのよきな手による
固たる方針を持つてゐるかどうかにつ
いて、明確にお答えを願いたいと存じ
ます。

い法案を出したかといふ点であります。すなわち、本法案のあつせん取締罪が成立するためには、単に公務員が他の公務員に対し、職務上の行為をさせるようになつせんし、いろいろを受け取つただけでは犯罪にならないのです。犯罪成立のためには、依頼者の請託を受けたこと、他の公務員に對して不正な職務行為をさせるようあつせんしたことなどの条件をつけたおり、かつ、第三者供給罪の規定を設けていないため、本案が成立しても、なかなか効果を上げることはむずかしいのであります。このよくなわけや

私は考えるのであります。イギリスの一八八九年の公共機関汚職取締法第二条によれば、「わいふを取つて有罪とされた日から七年間いかなる公職にあつた者もしくは任命される資格を失う」旨規定し、さらに、再犯者については、「永久にいかなる公職にもつづく資格を失い、かつ七年間国会議員その他公共機関の構成員の選挙権をも失う」旨規定しているのであります。私はこのような考え方は、すでに日本でも公職選挙法違反について若干取り入れられているのでありますが、わいふ罪についても、この際、公職からの

点、講託の方法と内容の両面から検討しなければなりません。さて、何らかの方法で依頼行為があれば、これをすべて講託と見れるかどうか疑問があります。すなわち、たとえば依頼者が、特別の個人の手紙でなく、一般的に印刷した文書を、多数の公務員に配布した場合はどうか、あるいは依頼者が、公務員個人に面談するのでなく、集会所などに多数の公務員の参集を求めて、説明依頼した場合はどうか。これらの場合に講託があったと見るのであれば、検察側の立証も割合楽になるのであるが、もし、このようないわゆ

が法規のワク内で自由裁量できる事柄について、特定人のために便宜をはかるより依頼する場合であります。しかし、この自由裁量の行政行為については、個人の便宜をはかることが、どの程度に達したら不正の行為となるか、はなはだ疑わしいのであります。狭く解釋すれば、いわゆる官庁への口きき料は、ほとんど合法化されてしまふのであります。そこで、具体的にお聞きしますが、本法案によれば、公務員が他の公務員に許可、認可、査定、支払い、採用などのことをあっせんするに当り、法規のワク内で、しかるべき

えがたいのであります。かりに本法案に引っかかるような、それこそ職務上不正な行為をさせるようなあつせんをして、口引き料を出させた場合であつても、本人が受け取らないで、後援会、外郭団体その他のトンネル機関を設けて、そこを通すようにすれば、第三者供賄に関する規定がないため、結局、法にからぬことになるのであります。法制審議会においても、かかる場合を予想して、第三者供賄の規定を置くべきであるとの主張が、相当強くなされたのであります。政府の態度が積極的でないため、最終的には「あつせん取締罪について、将来いわ

ゆる第三者供賄に関する規定を設けることを考慮する」との付帯要望がつけられたにとどまっているのであります。したして、この付帯要望は、政府が、本法案の国会提出までに第三者供賄罪を設けることを決意するのであれば、そのように処置しても差しつかえない意味のようにも承認しているのであるが、何ゆえに政府は第三者供賄の規定を設けることに踏み切らなかつたのであるか、明らかにされたいと思います。

第五に、公務員が各種の地位を兼ねている場合についての解釈を確かめておきたいと存します。たとえば、議員が会社の役員や顧問、あるいは労働組合や政党の幹部、あるいは弁護士、会計士というような場合に、それぞれの関係者から依頼され、あっせんしたことが形式的にも明確であれば問題はないが、通常は、一々いかなる身分であっせんするか断わるわけでもありませんから、かかる場合には、何を基準として公務員としての行動と、そちらでない他の地位に基づく行動を区別するのか、考え方を明確にしていただきたいと存じます。

次に、再び総理にお伺いいたします。以上、私は本法案の欠点を指摘しつつ法務大臣にただしたのであります。が、先ほど大川議員より、自民党代表として本法案の批判をされました中で、私も御意見を承わって意を強くしましたのであります。が、総理も、おそらくこれらの法案の欠陥をお認めになると存じます。もしそうだとすれば、私

は、汚職追放を唱えることに總理が熱心であれば、改正案のこれらの欠陥を修正することにやぶさかでないかどうか、お伺いたしたいのです。もちろんこのことは、私ども国会自身の判断すべきことではありますが、政党内閣の建前からして、自民党總裁である岸綱理の考え方といふものは、きわめて重大であると思いますので、率直に腹の中を聞かせていただきたいと存じます。

め伺つておきたいと存じます。以上で
す。(拍手)

汚職の追放ということは、ただ単に、この法案を提出成立せしめることに

は公務員になれないといふような規定もございまし、公務員法の規定で、

します。
本案の提出が会期半ばになり、果して今国会中において成立せしめる意思かどうかという点でござります。本案の提案につきましては、先ほど来いろいろ御論議がありましたように、本案自身が非常に重大な案であると同時に

ないのです。各般の施策、国庫の拡充、自身のこの活動に対する十分な道義的批判なり、考え方といたものが、公務員のあらゆる面に反映されるようになります。

て、その思想の一端が現われております。しかしそれは、今、亀田議員のお話のよろな徹底したものではございませんが、この考え方につきましては、私はごもつともなる点があると思いまが、十分にこれは検討をいたして見たいと思います。

に、困難な問題を幾多含んでおりりますので、これが成案を得るために、われわれはあらゆる慎重な検討を加えたわけであります。そのために提出がややおくれておりますが、私といたしましては、本案は、私自身が国民に公約しておきまし汚職追放の一環をなすところのものであります。ぜひとも本國

にこれの検討をし、この出していいるところの法案が、今の実情から見て最も適当であるという考え方のもとに、その成案を得て、提案をいたしました。わはでありますから、決して私は、これまでおらないのであります。もちろん、

それから二百八条の改正規定が、正常なる労働運動にも適用さるおそれはないかといふお話をあります。これが二百八条の立法理由及びその条文を御検討下さいますならばわかるように、最近ときどき各地において現われてゐる暴力団等のこの事態に対処して、これを取り締る趣旨でできてゐる

会において成立せしめたい希望でござりますから、どうぞよろしく御審議の上、成立するよう御協力を願いたいと存じます。

いろいろな御批判のあることも承知をいたしておりますし、また、御審議の出ることもよく承知しております。十分に一つ御審議を願つて、この案の

ものでありまして、正当なる労働運動がこれに入らないことは言うを得たないのであります。そういうことに対しわれわれは適用する意思は絶対に持つておらないということを明確にい

案である。これをさらに、世論に言わ
れているように、十分にそういう手ぬ
るさのないような法案を作つたらどう
か、これに國する私の心境いかんとい
うことなどございませ。先ほど来いろい
ろと説明をいたしましたように、この
案自体につきましては、いろいろな世
評もあることも、私よく承知いたして
おります。また、本案自身の、この提
出するまでの慎重な審議の途上におき
ましても、いろいろな議論のありまし
たことも、よく承知をいたしておりま
す。しかしながら、私は先ほどもその
心境の一端を述べたのであります。

政府が考えておりまする真意も、御了解いただきたいと存じます。

第三に、収賄者に対して、これは單に刑罰を課すだけではいけない。公職追放といふようなことを考えて行くべきじゃないかというお考えであります。私は、そのお考えについては非常によくもつともな点が多くあると思ひます。特にこの現在の法制におきましては、そういう気持が盛られているもののが多少あるのであります。たとえば、この取扱をするような公務員は、多くの場合、これは懲戒処分あるいは懲戒免職になることは当然であります。懲戒免職になつた者は、その後二年間

○國務大臣(唐澤俊樹君)　私に対する
お尋ねのまます第一が、わいろに関する
統計でござりますが、過去五年間にお
けるわいろに関する統計の数字はかよ
うになつております。検察庁で受理い
たしました人員で、昭和二十七年が四
千九百四十八人、昭和二十八年が四千
百六十三人、昭和二十九年が三千九百
七人、昭和三十年が二千四百五十六
人、昭和三十一年は二千百三十八人、
かようになつておりますとして、昭和三十
二年の統計はまだ手元にござりませ

心境の一端を述べたのであります。

懲戒免職になつた者は、その後二年間

二年の統計はまだ手元にございません

それから、いろいろとあつせん収賄罪に関する法案の解釈についてのお尋ねでございまして、まず第一は、依頼者が一方的に印刷した文書を多数の公務員に配付した場合、あるいは依頼者が集会所等で多数の公務員に面会し、説明いたした場合に、請託を受けたことになるのかどうかというお尋ねでございますが、これは実際問題といたしましては、具体的の場合について判断しなければ正確な判定はできないと思ひます。が、私どもの解釈としてお尋ねで申し上げますと、請託といふところでは、特定の事項について依頼を受けたといふうに解釈いたしておりまます。一人から頼まれましようが、大勢から頼まれましようが、特定の事項について依頼を受けた、そしてこの依頼は不正なことという意識は必要じやない、ただ、これこれのことを頼むと言つて特徴を受けた、それは請託を受けたといふうに解釈しております。

次に、あつせん収賄罪に関する条文

が不正行為といふこととしづつある

ので、官房の許可、認可、査定、支払

い、採用などにつきまして、法規のワ

ク内でしかるべき頼むといふのであれ

ば、ほとんどその行為は犯罪は成立し

ないのではないかといふお尋ねでござ

いまして、これも具体的の場合について

申し上げなければ、あるいは誤解を生

ずるかと思いますが、要するに、相

手方の公務員に対して、不正の行為を

してくれといふうの依頼をしなければ犯罪

を構成いたしません。その不正の行為

といふことが、あるいは違法の行為、

あるいは公務員としての職務上の義務

に違背してそのため違法になるとい

う場合も、いろいろござりますが、要するに、不正の行為でありますけれどねでございまして、まず第一は、依頼者が一方的に印刷した文書を多数の公務員に配付した場合、あるいは依頼者が集会所等で多数の公務員に面会し、説明いたした場合に、請託を受けたことになるのかどうかといふ尋ねでございますが、これは実際問題といたしましては、具体的の場合について判断しなければ正確な判定はできないと思ひます。が、私どもの解釈としてお尋ねで申し上げますと、請託といふところでは、特定の事項について依頼を受けたといふうに解釈いたしておりまます。一人から頼まれましようが、大勢から頼まれましようが、特定の事項について依頼を受けた、そしてこの依頼は不正なことといふ意識は必要じやない、ただ、これこれのことを頼むと言つて特徴を受けた、それは請託を受けたといふうに解釈しております。

それからして、この「報酬」という文字に関連いたしまして、あつせんのた

めの実質あるいは依頼者との簡単な食事とかいろいろなものは、報酬とし

て、わいろになるならないかという

お尋ねでございます。これは昭和十六

年に、このあつせん収賄罪に関する規

定が当時の国会に提案されました際

に、衆議院に詰きました。この実質そ

の他がどうなるかといふことが非常に

論議的になりまして、結局その法案

は否決されたのです。だが、この

会議念上不相応に高い場合は、これは

わいろ見られるかもしれません。

それは具体的の場合について、その金額

によってきまることがあります。

次に、第三者供賄に関する規定がな

いのではないか、それで底抜けではな

いかといふ御非難でございまして、こ

れぞれの御意見を述べます。

る必要はないのです。国会自身の判断ですから。ただ、あなたの立場が非常に重要ですから、この点もう一度、そういう国会の空気が起る場合には、それもいいのだといふ考え方かどうか、重ねてお聞きしておきたいと思う。

時間がきましたからやめておきますが、法務大臣に一つお聞きしますが、それは、いわゆる法を曲げることをあつせんする。こういうことが入つたために、本来ならば、あつせん取締罪として取り締れるものが、そういう条件が入つたために、私はこの法律の実際の適用は五十分の一くらいに減ってしまうのではないかという考え方を持つておる。その理由は、法務省の方で作つておる統計からはじきりしておる。

○議長(松野謙平君) 鵜田君、時間です。

○鵜田得治君(続) 現行刑法のもとに置いて、いわゆる法を曲げたやつといふものは、全体の三%くらいにしか当つておらないわけです。その率から言いますと、結局、私はこの法律といふものは、五十件に一件くらいしか拾えない、ほんとうの意味のざになつてしまふという感じがするのですが、この点についてのお考えをお伺いしたいと思う。

○國務大臣岸信介君登壇、拍手

○國務大臣(岸信介君) お答えいたします。

解散の問題につきましては、しばしば私の考え方を申し上げております通り、私は現在のところ解散ということは考えておりません。従つて、この案に限らず、われわれが本国会において御審議を願つております重要な案件の成立に、政府も党もあらゆる努力をいた

判もありまつては、判例もござりまする。それで成立希望であり、それが然るべきであります。それで成立希望であり、それが然るべきであります。

〔國務大臣唐澤俊樹君登壇、拍手〕
國務大臣（唐澤俊樹君） あつせん取
罪に関するこの条文が、不正行為を
あつせんした場合だけに限つたため
に、あつせん取賄行為のうちで、非常
に取締りの対象が減つてしまつたので
はないかといふお尋ねでござります。
は仰せの通りでござります。ただ、
数字上のことは正確には申し上げかね
ますけれども、不正行為でしょぼしまし
たために、その处罚の対象が減つたこと
で、あくまでもこれを広く規定いたしま
すれば、民主政治下における議員の正
直り、この規定は非常に論議のある規
定であり、やかましい規定でございま
すれば、検察ファッショにもなると
う懸念がござりますために、従来か
ら、どの法律案を見ましても、広く規
定する活動まで制肘する、適用を一步
はいたしましても、何かのしほりをさ
けておるわけでござります。これが
、先ほど申し上げました通り、改正
法仮案では、要求して取つた場合だ
が処罰されるというふうにしほりが
あります。この案についても、実は私
も検討を加えたのでござりまするけ
ども、要求した場合と、そうでない
場合とで悪性を区別するということ
、今日の觀念としてどうかといふ學
の意見もござりまするし、また要
してという条件をつけますれば、こ
いまして、そうして今度の立案に
立証はむずかしいから、ほとんど全
漏れてしまうというような意見もこ
はほど狹くなつておりますけれども

○議長(松野) 国とソヴィエトとの間の通商について承認を求める問題といたします。
○議長(松野) 通告者の発言でした。質疑は、す。
○議長(松野) 委員長寺尾先生、委員長寺尾先生、
「審査報」号末尾に
日本国と
國連邦との締結に
右は本院に
決した。
よつて國会に
する。
昭和三十二年
参議院衆
日本国と
和國連邦との
条約の件
日本国と
國連邦との
締結について
第三号たる
会の承認を

程第二、日本共和国連邦との結びについて、たすために、たしかに、どうぞいましていたしまして、議院送付)を認めます。(拍手)これにて質疑のと認めます。

日本和親条約は、和國連邦の展開を促進するため、千名され、義共和國従つて無想されることは、それぞれ日本和親ソヴィエ特種任狀を云と認められた。

本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する
本邦は、両国間の貿易関係の発
展することを希望して、ま
た日本国とソヴィエト社会主義共
同国連邦との共同宣言の規定に
行動して、同共同宣言⁷に予
る通商に関する条約を締結す
るに決定し、よつて、このため
の全権委員を任命した。

方の締約国に対し、最惠国待遇を与えるものとする。

第三条

輸送の後にも、他方の締約国の領域への輸入に際しては、それらの产品が当該一方の締約国の領域から直接輸入された場合に課される関税又は課徴金より高い関税又は課徴金を課されないものとする。

この規定は、第三國の領域の通過の際に積替、再包装及び倉庫における保管を経た产品にも適用される。

第四条

各締約国は、すべての内国税そのすべての事項について、並びにその締約国の領域における輸入产品的国内販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に関するすべての法令及び要件について、他方の締約国に無条件の最惠国待遇を与えるものとする。

第五条

各締約国は、一時的にその領域に持ち込まれ、かつ、その領域から持ち出される他方の締約国次の物品に対し、現行の国内法令に従つて、關稅及び課徴金の免除について最惠待遇を与えるものとする。

- (a) 商品見本
- (b) 試験用及び実験用の物品

展覧会、共進会及び見本市に出品される物品

(c) 組立工が設備の組立及び取付のために用いる器具

- (d) 加工され、若しくは修理される

物品又は加工若しくは修理の材料となる物品
輸出され、又は輸入される商品
(e) の容器

第六条

この条約の第二条から第五条までに規定されている事項についての特典、解減、特權又は免除で、いかか一方の締約国が第三國を原産地とする产品又は第三國の領域への輸出に向けられる产品に對して与えているか、又は将来与えることのあるものは、他方の締約国の領域を原产地とする同様の产品又は同領域への輸出に向けられる同様の产品に対しても与えられるものとする。

第七条

いすれの一方の締約国も、いすれかの产品的他方の締約国が他の輸入又は同領域への輸出の禁止又は制限で、同様の产品的すべての第三國の領域からの輸入又は同領域への輸出に對して同様に課していないものを課してはならない。ただし、对外財政状態及び国際収支を擁護するため類似の事情においてすべての国に対し適用される輸入制限又は為替制限を除く。

第八条

いすれの一方の締約国が他の第三國の商船と同様の限度において、当該一方の締約国が第三國の条件で、他方の締約国がすべての港及び領水に出入し、及びそこに停泊する権利を有するものとす。

いすれの一方の締約国が商船並びにその乗組員、旅客及び積荷も、他方の締約国の港及び領水において、

積込及び積卸に關し、國家若しくは地方公共団体その他の公共団体の名義により又はそれらの利益のために名義による再び積量の割度を受けたことを免除され、その証書に記載されている積量は、港湾における課徴金及び手数料の計算の基礎となる。

前条の規定は、沿岸貿易には適用されない。ただし、いすれか一方の締約国が、他方の締約国の法令に従つて、国外から輸送する積荷の全部若しくは一部を積み卸し、又は国外向けの積荷の全部若しくは一部を積み込むため、当該他方の締約国の一の港から他の港へ航行することは、前記の沿岸貿易とはみなされないものとする。

第十一条

いすれか一方の締約国が他の第三國の沿岸において遭難し、又は難破した場合には、その船舶及び積荷は、当該他方の締約国が内国船舶及びその積荷に對して与えると同様の特典及び免除を享有するものとする。特に、船長、乗組員及び旅客並びに船舶自体及びその積荷に対しては、いつでも、内国船舶の場合と同様の限度において、必要な援助及び協力が与えられるものとする。

い上げられた物品は、それらの物品が国内消費に向けられない限り、いかなる関税をも課せられないことが合意される。

第十二条

日本国民及び日本国における現行の法令に従つて設立された法人は、ソヴィエト社会主義共和国連邦における現行の法令の規定する条件に基づいて、直接に、又はその指定する代理人を通じて、ソヴィエト社会主義共和国連邦の領域内で経済活動を行うときは、身体及び財産の保護に関して、第三國の国民及び法人に与えられる待遇と同じ待遇を法令に従つて享有するものとする。

第十三条

ソヴィエト社会主義共和国連邦の法律によれば同國における外國貿易の独占権が国家に賦しているので、これが一方の締約国がその重大な安全

連邦がその通商代表部を日本国に設置することに同意する。その代表部の法的地位は、この条約の不可分割の一部をなす附属書の規定によつて定められる。

第十四条

日本国民及び日本国における現行の法令に従つて設立された法人は、ソヴィエト社会主義共和国連邦における現行の法令の規定する条件に基づいて、直接に、又はその指定する代理人を通じて、ソヴィエト社会主義共和国連邦の領域内で経済活動を行ふときは、身体及び財産の保護に関して、第三國の国民及び法人に与えられる待遇と同じ待遇を法令に従つて享有するものとする。

第十五条

この条にいう各締約国の国民及び法人は、第三國の国民及び法人と同一の基礎において、他方の締約国との裁判所の裁判を受けることができる。

日本国民は、ソヴィエト社会主義共和国連邦の

法律によれば同國における外國貿易の独占権が国家に賦しているので、これが一方の締約国がその重大な安全

上の利益の保護を目的とするいかなる措置をも執ることを妨げるものと解してはならない。

第十四条

両締約国は、一方日本国の法人及び自然人と他方ソヴィエト社会主義共和国連邦の外國貿易団体との間で締結される商事契約から、又はそれらの契約に関連して生ずることのあり紛争に関する仲裁判断を執行する義務を負う。ただし、この場合には、仲裁による前記の紛争の解決が、契約自体に、又は妥当な形式で作成された別個の約定に規定されていなければならぬ。

(a) 仲裁判断の執行は、次の場合に拒否することができる。

(b) 仲裁判断が、その判断がされた国の法律により確定判断としての効力を生ずるに至らない場合

(c) 仲裁判断が、その判断の執行が求められる国の法律によつて許さない行為を当事者に義務づける場合

(d) 仲裁判断が、その執行が求められる国の公の秩序に反する

(e) 仲裁判断は、その執行が求められる國の法律の定める条件に従つて執行されるものとする。

締結された商事契約から、又はそれらに関連して生ずる紛争の仲裁への付託についての合意は、締約国との裁判所への訴訟の提起を排除する。

第十五条

この条約は、批准されなければならぬ。批准書の交換は、できる限りすみやかにモスクワで行われるもの

のとする。この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、五年の期間効力を有する。

この条約は、いずれの一方の締約国も前記の期間満了前六箇月にそ

の廢棄についての自國の意思を文書によつて通告しない場合には、いかれか一方の締約国がこの条約の廢棄についての意思を他方の締約国に対する通告する日から起算して六箇月が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、両締約国の全権委員は、この条約に署名調印した。

一千九百五十七年十二月六日に東京で、ひとしく正文である日本語及びロシア語によりそれぞれ本書二通を作成した。

I・セミチャストノフ
議論筋男

日本国ソヴィエト社会主義共和国連邦商代表部の法的地位について

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する

条約の附屬書

日本国ソヴィエト社会主義共和国連邦との間の貿易を容易に

和国連邦との間の貿易を容易に

し、かつ、助長すること。

(b) 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の貿易の分野において、日本国におけるソヴィエト

社会主義共和国連邦の利益を代表すること。

和国連邦との間の貿易取引に関すること。

ソヴィエト社会主義共和国連邦との間の貿易を行ふこと。

遂行に対してソヴィエト社会主義共連邦政府から受けける給与については、日本國の税を課せられないものとする。

第三条

通商代表部は、ソヴィエト社会主

義共和国連邦政府の名において行動

する。

ソヴィエト社会主義共和国連邦政

府は、通商代表部の名において日本

国において締結され、又は保証され

たすべての商事契約で、そのために

委任を受けた二名の者によって署名

されたものに對して責任を負う。

ソヴィエト社会主義共和国連邦政

府に通報するものとし、日本國政

府は、この氏名及び権限の範囲を日

本國の官報に公示するものとする。

これらの者の権限は、それが終了し

た旨の通報が同じ方法により公示さ

れるまで繼續するものとみなされ

る。

ソヴィエト社会主義共和国連邦の

法令により独立した法人の権利を享

有するソヴィエト社会主義共和国連

邦のいすれかの团体が通商代表部の

規則の適用を受けない。

通商代表部及びその二名の代理は、

外交使節団の構成員に与えられるす

べての免除及び特權を享有する。

通商代表部の勤務員の数は、兩政

府が合意する範囲内の数とする。

ソヴィエト社会主義共和国連邦の

國民であつて、通商代表部の勤務員

として日本國へ派遣された同勤務員

連邦の団体も、これらの契約に対する責任を負わない。

第四条

通商代表部は、次の場合を除き、

第二条の規定に基く免除及び特權を

享有する。

日本國の領域において前条第二項

の規定に従つて通商代表部が締結

し、又は保証した商事契約に関する

紛争は、仲裁又は他の裁判管轄に關

する留保がない限り、日本國の裁判

所の管轄に屬し、かつ、当該契約の

条項又は日本國の法令に別段の定が

ない限り、日本國の法令に従つて解

決されるものとする。ただし、通商

代表部に対する保全処分は、行わ

れない。

前項にいう紛争について提起され

ることのある訴訟に關して行われる

裁判所の手続においては、ソヴィエ

ト社会主義共和国連邦政府は、通商

代表及びその二名の代理のために第

二条に掲げる免除及び特權を援用し

ないものとし、かつ、前項の規定に

設置することができる。

通商代表部は、暗号を使用するこ

とができる。

通商代表部は、商業登記に関する

規則の適用を受けない。

ソヴィエト社会主義共和国連邦の

法令により独立した法人の権利を享

有するソヴィエト社会主義共和国連

邦のいすれかの团体が通商代表部の

て、又はその保証のもとになされた取引から生ずる財産、権利及び利益に対し、通商代表部によつて保障されし、通商代表部の當事者でない前条第四項に掲げる団体に属するものを除く。

日本国においてソヴィエト社会主義共和国連邦政府の外交的又は領事的服務を國際慣行に従つて行つたためにのみ充てられる財産及び土地建物並びに通商代表部の占める土地建物及びその中にある動産は、いかなる強制執行の措置をも受けないものとす。

展を促進するため、共同宣言第七項の規定に基き、昨年八月以降、両国間に通商に関する条約締結の交渉を行い、十二月六日妥結、東京において署名を行つに至つたのであります。

この条約は、関税、通関手続、船舶の出入港、内国税等に関する最惠国待遇、為替及び貿易に関する規定をその骨子とし、日本に設置されるソ連の通商代表部に関する事項を規定した付属書が、不可分の一体としてこれに添付されております。条約の有効期間は、批准書交換の日から五カ年、政府は、この条約によつて、今後、日本にとって新市場とも言ふべきソ連との間に、両者が大きく発展することを期待する説明いたしました。

審議の過程におきましては、この条約が単なる貿易支払協定にとどまらず、本格的通商条約に進展したことに関する事情、条約成立後における日ソ貿易的具体的見通し、シベリア総合開発計画の日ソ貿易に及ぼす影響、定期航路の開設計画と指定港の問題、日ソ間に航空協定を締結することに関する政府の考え方、ソ連の在日通商代表部の規模及び支部の設置場所、本条約における入国、居住、経済活動等、人に関する規定の欠除とその取扱い、わが国の自由諸国及び共産闇諸国に対する根本的通商政策等について質疑が行わされました。また、本条約の批准承認による漁業交渉、安全操業等の問題についても熱心な質疑が行われたのであります。詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

委員会は、昨十八日質疑を終了し、採決を行いましたところ、本件は全会の通り、本件を承認することに賛成のためをもって承認すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松野鶴平君） 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。

本件を問題に供します。委員長報告の通り、本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君） 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長（松野鶴平君） 日程第三、壳春防止法の一部を改正する法律案

日程第四、婦人輔導院法案（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上、両案を一括して議題とする」とに御異議ございませんか。

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます、委員長の報告を求めます。法案委員長青山正一君。

〔審査報告書は都合により第十八号末尾に掲載〕

壳春防止法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

案 売春防止法の一部を改正する法律
百八十九号の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 刑事処分(第十五条) 第三章 保護更生(第十六条) 第二章 刑事処分(第十七条) 第三章 保護更生(第三十四条) 第四章 保育院(第十八条)」を「第二章 刑事処分(第十五条) 第三章 保護更生(第十六条) 第二章 刑事処分(第十七条) 第三章 保護更生(第三十四条) 第四章 保育院(第十八条)」に改める。

第一条中「女子に対する」の下に「捕縫処分及び」を加える。

第二十一条中「第二十条」を「第三十八条」に改め、同条を第四十条とし、第二十一条を第三十九条とし、第二十条を第三十八条とし、第十九条中「(昭和二十五年法律第二百三号)」を削り、同条を第三十七条とし、第六条から第十八条までを十八条ずつ繰り下げる。

第二章中第十五条の次に次の二条を加える。

(刑の執行猶予の特例)

第十六条 第五条の罪を犯した者に對し、その罪のみについて懲役の言渡をするときは、刑法明治四十年法律第四十五号)第二十五条(第一項ただし書の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて懲役の言渡をするときも、同様とする。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の二章を加える。

第三章 捕縫処分

第十七条 第五条の罪を犯した満二

二十歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁錮につきその執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができます。

2 補導処分に付された者は、婦人補導院に収容し、その更生のために必要な補導を行う。

(補導処分の期間)

第十八条 補導処分の期間は、六月とする。

(保護観察との関係)

第十九条 第五条の罪のみを犯した者を補導処分に付するときは、刑法第二十五条ノ二第一項の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された者についても、同様とする。

(補導処分の言渡)

第二十条 裁判所は、補導処分に付するときは、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

(勾留状の効力)

第二十一条 補導処分に付する旨の判決の宣告があつたときは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第三百四十三条から第三百四十五条までの規定を適用しない。

(収容)

第二十二条 補導処分に付する旨の裁判が確定した場合において、収容のため必要があるときは、検察官は、収容状を発することができるのである。

受けた者の氏名、住居、年齢、収

容すべき婦人補導院その他収容に必要な事項を記載し、これに裁判書又は裁判を記載した調書の副本又は抄本を添えなければならない。

3 収容状は、検察官の指揮によつて、検察事務官、警察官又は婦人補導院若しくは監獄の職員が執行する。収容状を執行したときは、これに執行の日時、場所その他必要な事項を記載しなければならない。

4 収容状については、刑事訴訟法第七十一条、第七十三条第一項及び第三項並びに第七十四条の規定を準用する。

5 収容状によつて身体の拘束を受けた日数は、補導処分の期間に算入する。

6 檢察官は、収容状を発したときは、補導処分に付する旨の裁判の執行を指揮することを要しない。

(補導処分の競合)

第二十三条 補導処分に付する旨の二以上の裁判が同時に又は時を異にして確定した場合において、二以上の確定裁判があることとなつた日以後に一の補導処分について執行(執行以外の身体の拘束でその日数が補導処分の期間に算入されるものを含む)が行われたときは、その日数は、他の補導処分の期間に算入する。

(在院者の環境調整)

第二十四条 保護観察所の長は、婦人補導院に収容されている者の社会復帰を円滑にするため、必要があると認めるときは、その者の環境の調整に関する措置を講ずることができる。

2 前項の措置については、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号。以下「予防更生法」という。)第五十二条の規定を準用する。

(仮退院の許可)

第二十五条 地方更生保護委員会(以下「地方委員会」という。)は、婦人補導処分に付された者に対し、婦人補導院の長の申請又は職権により、相当と認めるときは、仮に退院を許すことができる。

2 婦人補導院の長は、補導処分に付された者が収容されたときは、すみやかに、これを地方委員会に通告しなければならない。

3 第一項の仮退院については、予防更生法第二十九条から第三十二条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十九条第二項中「前条」とあるのは、「売春防護法第二十五条第二項」と読み替えるものとする。

(仮退院中の保護観察)

第二十六条 仮退院を許された者は、補導処分の残期間中、保護観察に付する。

2 前項の保護観察については、予防更生法第二条、第三十四条から第三十七条まで及び第三十九条から第四十一条の二までの規定を準用する。この場合において、同法第三十四条第二項中「第三十一一条第三項」とあるのは、「売春防止法第二十五条第三項において準用する第三十一一条第三項」と、第四十条第七項中「第四十五条第一項」とあるのは、「売春防止法第二十二条第一項において準用する第四条第二項」における「三十日」という。)第五十二条の規定を準用する。

2 前項の措置については、犯罪者予防更生法第四十九条第二項及び第五十条並びに第五十一条の規定を準用する。この場合において、同法第四十五条第一項中「第四十一条第二項」とあるのは、「売春防止法第二十六条第二項において準用する第四十一条第二項」と読み替えるものとする。

3 仮退院中の者が前項の規定において準用する予防更生法第四十五条第二項の規定により留置されたときは、その留置の日数は、補導処分の期間に算入する。

4 仮退院が取り消されたときは、検察官は、収容のため再収容状を発発することができる。

5 再収容状には、仮退院を取り消された者の氏名、住居、年齢、収容すべき婦人補導院その他収容に必要な事項を記載しなければならない。

6 再収容状については、第二十二条第三項から第五項までの規定を準用する。ただし、再収容状の執行は、同条第三項に規定する者のほか、保護観察官もすることができる。

(処分の審査)

第二十八条 前条第一項の規定による地方委員会の処分に不服があるとができる。

2 前項の措置については、犯罪者予防更生法第四十九条第二項及び第五十条並びに第五十一条の規定を準用する。この場合において、同法第四十五条第一項中「第四十一条第二項」とあるのは、「売春防止法第二十六条第二項において準用する第四十一条第二項」という。)第五十二条の規定を準用する。

(仮退院中の効果)

第二十九条 仮退院の許可、仮退院中の保護観察、仮退院の取消及び処分の審査については、前四条に定めるものほか、予防更生法第五十五条から第六十条までの規定を準用する。

(予防更生法雑則の準用)

第二十九条 仮退院の許可、仮退院中の保護観察、仮退院の取消及び処分の審査については、前四条に定めるものほか、予防更生法第五十五条から第六十条までの規定を準用する。

(仮退院の効果)

第三十条 仮退院を許された者が、仮退院を取り消されることなく、補導処分の残期間を経過したときは、その執行を受け終ったものとする。

(更生保護)

第三十一条 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三号)の適用については、婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分の執行を受け終ったとされた者は、同法第一号に掲げる者とみなし、補導処分により身体の拘束、婦人補導院の長及び仮退院は、それぞれ、刑事上の手続による身体の拘束、監獄の長及び仮出獄とみなす。

(執行猶予期間の短縮)

第三十二条 婦人補導院から退院した者及び第三十条の規定により補導処分の執行を受け終ったとされ

者は、処分の日から十五日以内に、中央更生保護審査会に対し、審査の請求をすることができる。

2 前項の措置については、犯罪者予防更生法第四十九条第二項及び第五十条並びに第五十一条の規定を準用する。この場合において、同法第四十五条第一項中「第四十一条第二項」とあるのは、「売春防止法第二十六条第二項において準用する第四十一条第二項」という。)第五十二条の規定を準用する。

3 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 更生緊急保護法の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十条」を「第四十一条(売春防止法(昭和三十一一年法律第百十八号)第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)」に改める。

(審査報告書は都合により第十八号末尾に掲載)

2 婦人補導院法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月六日

衆議院議長 益谷 秀次

婦人補導院法案
婦人補導院法

(婦人補導院)

第一条 婦人補導院は、壱春防止法（昭和三十二年法律第二百八十八号）第十七條の規定により補導処分に付された者を収容して、これを更生させるために必要な補導を行う施設とする。

第二 東人補導院は、國立とする。（補導）

第二条 婦人補導院で行う補導は、規律ある生活のもとで、在院者を社会生活に適応させるために必要な生活指導及び職業の補導を行い、並びにその更生の妨げとなる心身の障害に対する医療を行うものとする。

2 在院者に対する生活指導は、相談、助言その他の方法により、婦人の自由と尊厳とを自覚させ、家事その他の基礎的教養を授け、その情報豊かなとするとともに、在院者が勤労の精神を身につける。その他自主の精神を体得するよう、これを指導するものとする。

3 補導は、在院者の個性、心身の状況、家庭その他の環境等を考慮して、その者に最もふさわしい方法で行わなければならない。（分類処遇）

第三条 在院者の待遇は、本人の性格、医療の要否その他法務省令で定める基準により、在院者を適当な級に分類して行らものとする。（賞与金）

第四条 職業の補導を受けた者に対しては、法務省令の定めるところ

により、賞与金を与えることができる。自己労作）

第五条 婦人補導院の長は、在院者が自己の収支において労作をすることを願い出たときは、これを行わせることができる。

第六条 在院者には、婦人にふさわしい一定の被服及び寝具を貸与し、並びに糧食及び飲料を給与する。（給養）

2 婦人補導院の長は、婦人補導院の規律上及び衛生上支障がないと認めるときは、被服、寝具、糧食又は飲料の自弁を許すことができる。（健康診断）

第七条 婦人補導院の長は、婦人補導院の医師に、入院時及びその後少くとも一箇月に一回、在院者の健康診断を行わせるものとする。前項の健康診断にあたつては、婦人補導院の医師は、その診断に必要な限度において、採血その他の医学的処置をとることができること。（面会及び通信）

2 前項の健康診断にあたつては、婦人補導院の医師は、その診断に必要な限度において、採血その他の医学的処置をとることができること。（面会及び通信）

第八条 婦人補導院の長は、在院者の更生が妨げられ、又は婦人補導院の保安上の支障が生ずると認めるときは、在院者の面会について、これを制限し、又は禁止し、及び通信について、その更生の妨げとなる場合において、これにかかるに際して負傷し、又は疾病により、又は保安上の支障となる箇所を削除することができる。（手当金）

2 婦人補導院の長は、在院者の発受する通信によつてその更生が妨げられ、又は婦人補導院の保安上

支障が生ずるおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある場合の手当金は、本人の遺族に支給し、その他の場合の手当金は、退院又は仮退院の際本人に支給する。（臨時外出）

第九条 婦人補導院の長は、在院者に特別な理由がある場合において、補導上支障がないときは、在院者を臨時に外出させることができること。（賞）

第十条 婦人補導院の長は、在院者が善行をし、その補導の成績を著しく向上し、又は一定の技能を修得した場合には、法務省令の定められたところにより、賞を与えることができる。（懲戒）

第十一條 婦人補導院の長は、在院者が婦人補導院において遵守すべき事項に違反したときは、次の各号に掲げる懲戒を行なうことができる。一 故意な訓戒をすること。

二 十日をこえない期間謹慎室で反省させること。

2 前項第二号の懲戒は、情状により、その執行を猶予し、停止し、又は免除することができる。（手当金）

第十二条 在院者が職業の補導を受けるに際して負傷し、又は疾病にかかるに際して死亡したとき、身体に障害が残ったとき、又は退院時若しくは仮退院時までにならないときは、法務省令の定めるところにより、手当金を与えることができる。

2 前項の手当金のうち、死亡の場合の手当金は、本人の遺族に支給し、その他の場合の手当金は、退院又は仮退院の際本人に支給する。（領置）

第十三条 婦人補導院の長は、在院者が所持し、又は在院者にあてて送付された金銭、被服その他の物を領置して、これを安全に保管しなければならない。ただし、保存の価値のない物又は保管に適しない物は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する物について、在院者が相当の処分をしないたときは、これを元却してその代金を領置し、又は廢棄することがができる。

第十一条 在院者が逃走したときは、婦人補導院の職員は、逃走後四十八時間内に限り、これを連れ戻すことができる。婦人補導院の職員による連戻しが困難である場合において、婦人補導院の長から連戻しについて援助を求められた場合に、同様とする。

2 保護具の使用は、婦人補導院の長の許可を受けなければ行つてはならない。ただし、緊急を要する状態にあつて、その許可を受けるいとまのないときは、この限りでない。その製式は、法務省令で定める。（連戻し）

3 保護具は、被使用者の両手を腰部に抑制する構造のものとし、その製式は、法務省令で定める。

2 在院者の逃走後四十八時間経過したときは、検察官は、連戻収容状を発することができる。

3 前項の連戻収容状については、壱春防止法第二十二条第三項から第五項まで及び第二十七条第五項の規定を準用する。この場合において、同法第二十七条第五項中「假退院を取り消された者」とあるのは、「婦人補導院から逃走した者」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、婦人補導院の長は、在院者を事業所等にかゝり、その他の婦人補導院外で職業の補導を行うことができる。

3 婦人補導院の長は、矯正職員、警察官その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。（保護具）

第十五条 在院者が暴行又は自殺をするおそれがある場合において、これを防止するためやむを得ないときは、法務省令の定めるところにより、保護具を使用することができる。

2 前項の子は、特に必要があると認めるときは、満一歳に至つた後

は、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第十四条の十四 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務若しくは経理の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十四条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十八条第二号中「第十四条第一項」の下に「若しくは第十四条の十四第一項」を加え、「同条第二項」を「第十四条第二項若しくは第十四条の十四第一項」に改める。

第十九条の次に次の三条を加える。

第二十条 左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十四条の九の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

二 第十四条の十一の規定に違反して財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

三 第十四条の十二第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十一条 第十四条の八第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五万円以下の過料に処する。

第二十二条 第十四条の五の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条の二第一項の改正規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(立)

日本輸出生糸保管株式会社の設立

第二条 農林大臣は、設立委員を命じ、日本輸出生糸保管株式会社(以下「会社」といふ。)の設立に関する事項の処理を行わせる。

第三条 設立委員は、定款を作成して、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の認可をしよ

うとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第四条 政府は、会社の設立に際して、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

第五条 昭和三十年十二月七日に設立された日本輸出生糸保管株式会社(以下「旧会社」といふ。)は、この法律の施行後二月以内に商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十三条(定款変更の決議方法)に規定する株主総会の決議を得て、会社の設立に際し、会社に

対してその営業の全部を出資することができる。

第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四(反対株主の株式買取請求)の規定は、前項の場合に準用する。

2 商法第二百四十五条ノ二本文、

第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四(反対株主の株式買取請求)の規定は、前項の場合に準用する。

第六条 旧会社が前条第一項の規定による出資をする場合においては、旧会社の株主は、その所有する株式の数に比例して、会社の株式引受人となる。

第七条 前条の規定により引き受けられることとなる会社の株式に一株に満たないものがある者の所有する旧会社の株式については、設立委員は、商法第三百七十九条第一項(端株に關する処置)に規定する処分をすることができる。

第八条 附則第五条第二項において準用する商法第二百四十五条ノ二本文の規定により旧会社の株式の買取の請求をした者が会社の成立後当該株式の代金の支払を受けたときは、その者の有する会社の株式は、会社に移転する。

第九条 附則第五条第一項の規定により旧会社が出資する営業の価格は、臨時に農林省に置く評価審査会が決定する。

第十条 附則第五条第一項の規定により政府及び旧会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を受けた場合に立するべき商法の規定によるものとする。

第十三条 附則第四条及び附則第六条の規定により政府及び旧会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を受けた場合に立するべき商法の規定によるものとする。

第十四条 商法第六十七条(定款の認証)、第百八十八条(検査の権限)及び第百八十五条(変態設立の認証)の規定は、会社の設立については、適用しない。

第十五条 会社が設立の登記を受けた場合における登録税は、免除する。

○重政庸徳君登壇、拍手

した繩糸価格安定法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

この法律案は、輪出通路生糸の価格の異常な変動を防止して、生糸の輸出増進に資する目的をもつて、政府における輸出通路生糸の特別買入制度を拡充するとともに、輪出通路生糸の買い入れ、保管及び売り渡しの業務を行なうため、政府が資本金の一部、すなわち

第十六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び旧会社の解散に関する必要な事項は、政令で定める。

第十七条 附則第十条の規定により旧会社が解散する場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

第十八条 繩糸価格安定法第十四条の五の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(租税特別措置法の改正)

第十九条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項中「及び東北開発株式会社」を「東北開発株式会社及び日本輸出生糸保管株式会社」に改める。

第十一条 旧会社は、附則第五条第一項の規定による出資をする場合においては、会社の成立の時におい

も必要な報告を徵し、又都道府県

の吏員の中から狩猟法違反に關する司法警察員としての職を行なうものを指名できることとする(五)

農林省に鳥獣審議会を設けるなどの改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため鳥獣審議会をする費用として二十八万八千円が昭和三十三年度一般会計予算に計上要求されている。

審査報告書

農業協同組合整備特別措置法の一
部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月六日

農林水産
委員長 重政 庸徳

参議院議長 松野鶴平殿

多数意見者署名

上林 忠次 柴田 栄

佐藤清一郎 関根 久藏

秋山俊一郎 仲原 善一

堀本 宜實 千田 正

北條 勝八 大河原一次

藤野 繁雄 清澤 俊英

鈴木 一 東 隆 輝

河合 義一 北村

参議院会議録第十四号中正誤	
一四	一段 行 誤 正
一五	一(終り) から三民法 民放
一六	未 テレビ
一七	テレビ
一八	二月二百三カ月二百四

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、農業協同組合整備特別措置法によつて整備を行おうとする農業協同組合が、整備計画を樹立しなければならない期限及び都道府県知事が合併について協議すべき旨を勧告することのできる期限をそれぞれ一年間延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため利子補給補助金及び合併奨励金に要する費用として、昭和三十三年度一般会計予算に二千二百九十万円が計上要求されている。

昭和三十二年三月十九日 参議院会議録第十五号

明治二十五年三月二十日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(但し良質紙は二十円)
郵便料金一円
發行所 東京都新宿区市名本町一五
大藏省印刷局
電話九段四三三一
郵便番号一五